

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県開拓信用基金制度運営審議会規程
- ◇訓令 鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料條
例に規定する知事の定める使用料手数料の額
の一部改正
- ◇告示 保安林指定予定の取消
簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程
蚕業振興施設補助要項
桑苗自給生産施設補助要項の廃止
耕地整理組合の解散
- ◇正誤 昭和二十七年六月県訓令第十四号中訂正
昭和二十七年五月県告示第二百五十二号中訂
正
昭和二十六年三月県告示第四百四十三号中訂正

規則

鳥取県開拓信用基金制度運営審議会規程をここに公布す

昭和二十七年七月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十一号

鳥取県開拓信用基金制度運営審議会規程

(設置及び目的)

第一條 開拓信用基金制度による資金の導入を容易にし、且つ資金利用の効果的調整を爲るため、鳥取県開拓信用基金制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第二條 審議会は、知事の諮問に答え、又は左の事項を調査審議し意見を具申するものとする。

一 諸要領の制定、改定及び廃止に関する事項

二 基金の造成に関する重要事項

三 融資の年度計画（査定を含む。）融資条件に関する事項

四 融資の実績及び基金引落し状況に関する報告

- 五 この制度からの離脱に関する事項
 - 六 離脱及び制度改廃の際に伴う第二号基金の処理に関する事項
 - 七 審議会の経費に関する事項
 - 八 その他重要と認められる事項
- (組織)
- 第三條 審議会は、委員十人をもつて組織する。
 - 第四條 審議会の委員は、左に掲げる者をもつて構成し知事が任命又は委嘱する。
 - 一 農地部長
 - 二 鳥取県信用農業協同組合連合会長
 - 三 鳥取県開拓信用基金協合理事長
 - 四 農林中央金庫松江支所長
 - 五 鳥取県開拓者連盟委員長
 - 六 鳥取県開拓生産農業協同組合連合会長
 - 七 鳥取県開拓生産農業協同組合連合会副会長
 - 八 農政課長
 - 九 開拓課長

- 十 審議会で推薦した学識経験者
- (会長)
- 第五條 会長は、農地部長とする。
 - 2 会長は、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- (会議及び議決)
- 第六條 審議会の会議は定例会及び臨時会とし、会長が招集して会長が会議の議長となる。
 - 2 定例会は、毎年二回招集し、臨時会は、会長が必要と認めるとき招集するものとする。
 - 3 審議会は、委員半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
 - 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (幹事)
- 第七條 審議会に幹事及び書記若干人を置く。
 - 2 幹事及び書記は、関係機関の職員中より会長において

- て適當と認めるものを任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命をうけて会務を処理する。
 - 4 書記は、会長の命をうけて庶務に従事する。
- (審議会の庶務)
- 第八條 審議会の庶務は、農地部開拓課において処理する。
- (運営)
- 第九條 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十五号

衛生部長
各保健所長
衛生研究所長

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料條例に規定す

る知事の定める使用料手数料の額(昭和二十五年十二月鳥取県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

二、(1)中「同右五同右中小学生」の次に次のように加える。

腸内細菌	百	五件以上	一地域一回当り実施
培養検査	七十	十九件まで	件数一件当り
"	七十	二十件以上	"
"	五十	三十九件まで	"
"	五十	四十件以上	"
水質細菌	百五	五件以上	"
学検査	九十	九件まで	"
"	九十	十件以上	"
"	七十五	十九件まで	"
"	七十五	二十件以上	"

附 則

この訓令は公布の日から施行し昭和二十七年七月十日から適用する。

告示

鳥取県告示第三百三十六号

次の土地の保安林指定予定を取消する。

昭和二十七年七月八日

鳥取県知事 西尾愛治

記

所	在	地	番	地目	台	帳	面	積	入	保安林種	所有者住所氏名
郡	一町村	大字	一字	一地							郡一町村一氏一名
日野	日光	大坂	下モ林	三七七ノ	山林	町	五七〇〇	町	五七〇〇	土砂	日野 日光 田中貞男
				三の内						扞止	

鳥取県告示第三百三十七号

簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年七月八日

鳥取県知事 西尾愛治

簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程

(総則)

第一條 養蚕者の団体が簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設を設置する場合はその規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付限度)

第二條 補助金の額はその設置材料費の二分の一以内とする。

(申請の手続)

第三條 補助金の交付を受けようとするものは、申請書(様式一)に事業計画書(様式二)收支予算書(様式三)及び設計図を添え施設を設置しようとする年度の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定により受理した申請書につき適当と認められた場合は申請者に補助金交付の指令をするものとする。

(申請事項の変更)

第四條 補助金交付の指令を受けたものが前條の規定による申請書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合は、すみやかに知事に届け出て承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第五條 補助金交付の指令をうけたものは、施設しゅん工後遅滞なく補助金請求書(様式四)にしゅん工届(様式五)及び経費精算書(様式二)を添えて知事に提出しなければならない。

(事業成績報告書の提出)

第六條 補助金の交付を受けたものは、翌年度五月三十一日までに事業成績報告書(様式六)に事業成績書(様式二)及び收支決算書(様式三)を添え知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第七條 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは知事は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二 その他事業につき不正行為があつたとき。

(書類の経由)

第八條 この規程により知事に提出する書類はその所属する郡市(郡)養蚕農業協同組合又は郡市(郡)養蚕農業協同組合連合会を経て所轄養蚕取締所支所長を経由しなければならない。

附 則

この規程は公布の日から施行し昭和二十七年四月一日から適用する。

住所 何 組合長 何 某 ㊦
 鳥取県知事 殿

昭和 年度簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設事業
 成績報告書
 簡易乾繭兼稚蚕共同飼育施設補助金交付規程により別紙のとおり事業成績書及び收支決算書を添え報告します。

年 月 日
 住所 何 組合長 何 某 ㊦
 鳥取県知事 殿

鳥取県告示第三百三十八号
 蚕業振興施設補助要項を次のように定める。

昭和二十七年七月八日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

蚕業振興施設補助要項

- 第一 県は蚕業の振興を図るため、この要項により予算の範囲内で補助金を交付する。
- 第二 補助金は、次に掲げる事業に要する経費に対し交付する。
 - 一 桑苗自給生産施設
 - 二 桑種子購入施設
 - 三 予備蚕飼育施設
- 第三 補助金の補助率は次のとおりとする。
 - 一 桑苗自給生産施設については、郡市(郡)養蚕農業協同組合又は郡市(郡)養蚕農業協同組合連合会が桑苗の自給生産講習会を行う場合その経費の二分の一以内
 - 二 桑種子購入施設については、桑苗協同組合が桑種子を共同購入する場合その種子代金の三分の一以内
 - 三 予備蚕飼育施設については、郡市(郡)養蚕農業協同組合又は郡市(郡)養蚕農業協同組合連合会が蚕作安定のために予備蚕を飼育する場合その経費の

三分の一以内

- 第四 補助金の交付を受けようとするものは、申請書(様式一)に事業計画書(様式二)及び收支予算書(様式三)を添えて事業を行おうとする年度の四月三十日までに知事に提出しなければならない。
- 第五 前項の申請をしたものがその書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合はすみやかに知事に届け出なければならない。
- 第六 補助金の交付を受けたものは、翌年度五月三十一日までに事業成績報告書(様式四)に事業成績書(様式二)及び收支決算書(様式三)を添えて知事に提出しなければならない。
- 第七 知事は、補助金の交付をうけたものが、次の各号の一に該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。
 - 一 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
 - 二 その他その事業につき不正行為があつたとき。
- 第八 この要項により知事に提出する書類は、所轄蚕業

取締所支所長を経由するものとする。但し、県の地区による組合の提出する書類はこの限りでない。

様式一

蚕業振興施設補助金交付申請書

蚕業振興施設補助要項により補助金を交付下さるよう別紙のとおり事業計画書及び收支予算書を添え申請します。

昭和 年 月 日
 何々組合

組合長 氏 名 ㊦

様式二

事業計画書 (事業成績書)

桑苗自給生産講習会

計	開催年月日	場 所	講師名	出席者
				町村名一氏名

項目	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		増減
			比	較	
一 収入					
収支予算書 (収支決算書)					
二 支出					
蚕作安定事業					
○ 蚕期					
備考1、蚕期別に別紙に調製すること。					
備考2、配蚕予定区域欄は事業成績書にあつては配蚕数量を記載すること。					
様式三					
郡内総予備蚕 立数飼育場 所	グラム	グラム			
予備蚕 立数					
掃立配蚕 予定区域 日(配蚕 数量)					
主任者氏 名その他 必要事項					
桑種子の共同購入					
種子の 数量					
単価					
金額					
種子の 購入先					
反別					
播種 場					
栽培 所					
栽培者 氏名					
桑補助金					
団体負担金					
何々々					
計					
項目	本年度予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比	較	
計					
様式四					
蚕業振興施設事業成績報告書					
蚕業振興施設補助要項により別紙のとおり事業成績書及び収支決算書を添え報告します。					
昭和 年 月 日					
何々組合					
組合長 氏 名 印					

鳥取県知事 殿	鳥取県告示第三百三十九号	桑苗自給生産施設補助要項(昭和二十七年一月鳥取県告示第三十三号)は廃止する。	昭和二十七年七月八日	鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県告示第三百四十号	西伯郡崎津村耕地整理組合は目的事項の完成により昭和二十七年五月十六日鳥取県公報第二千三百二十二号鳥取県告示第二百五十二号昭和二十七年産の水稻に適用する反当共済金額の基準額中、誤植があるので次のように訂正する。	誤	正	
市町村の区分	反当共済金額の基準額	六、〇〇〇円	市町村の区分	反当共済金額の基準額
水稲の平均反当収量が二、二石以上又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村	六、〇〇〇円		市町村の区分	反当共済金額の基準額
水稲の平均反当収量が二石以上又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村	六、〇〇〇円		市町村の区分	反当共済金額の基準額
昭和二十七年六月二日解散した。	昭和二十七年七月八日	鳥取県知事 西 尾 愛 治	正	誤
昭和二十七年六月二十七日鳥取県訓令第十四号中誤植があるので次のとおり訂正する。	頁段 行 誤	正	六下 六 則に定める	別に定める
	六下 一〇 便宜	便宜		

水稲の平均反当収量が一石七斗以上二石未滿又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村

四、四〇〇円

水稲の平均反当収量が一石七斗未滿又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村

二、八〇〇円

水稲の平均反当収量が一石五斗以上二石未滿又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村

四、四〇〇円

水稲の平均反当収量が一石五斗未滿又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村

二、八〇〇円

昭和二十六年三月三十一日鳥取県告示第四百十三号中誤植があるので次のとおり訂正する。

誤

正

頁	行	誤	正
一	八	一、〇〇一	一、〇〇一ノ一
三	一	三、〇一八ノ一	三一八ノ一
八	一	同、黒坂	日野、黒坂
八	一	大沢鋸床	大沢鑑床
八	二	大沢家ノ向	大沢家の向
八	二	、〇八一〇、〇八一〇、〇八一〇	、〇二〇七、〇二〇七、〇二〇七
八	二	米子 尾高 坂口合名会社	同 同 大沢林藏
八	三	牧野協同組合	日野村
八	四	田口熊次郎外八名	田口熊次郎外十五名
八	五	一八三、三三一〇 一八三、三三一〇	一三八、三三一〇 一三八、三三一〇、五〇〇〇
八	八	河田政明	河田正明

八	一〇	三森千八	日野上村
九	三	溝口牧野協同組合	溝口町
九	四	一〇六	一〇六ノ一
九	六	日光 牧野協同組合	日光村
九	七	、五三〇〇、五三〇〇、三〇〇〇	、九一〇〇、九一〇〇、三〇〇〇
九	七	林原正六	砂口吉郎
九	八	、六三〇〇、六三〇〇、三〇〇〇	、〇九〇二、〇九〇二、〇九〇二
九	八	田中英敏	同
九	一〇	、四〇二二、四〇二二、二〇〇〇	、〇四二二、〇四二二、〇四二二
九	一一	一、〇〇二六、一、〇〇二六、二〇〇〇	、一〇二六、一〇二六、一〇二六

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課